

青森県報

第九百五号

令和七年
四月二十三日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 險 課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障 害 福 祉 課) …… 一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) …… 二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水 産 振 興 課) …… 二
- 証紙完りさばきの廃止……………(会 計 管 理 課) …… 二
- 右 同……………(同) …… 三
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人 事 課) …… 三
 - 選挙管理委員会
- 政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受けることとなった政治団体の名称等の公表……………(事 務 局) …… 三
 - 公安委員会
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会 計 課) …… 四
 - 正 誤
- 令和七年三月三十一日号外第三十四号人事委員会中……………(人 事 委 員 会 事 務 局) …… 五

告 示

青森県告示第二百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和七年四月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏 名	居宅サ ビスの 種 類	居宅サ ビス事 業 行 う 所	指 定 年 月 日
さくら貝株 式会社	弘前市大字桜ケ 丘一丁目八の一 三	訪問介護	ヘルパ ーシ ョ ン は あ と W A N	令和 七・五・一
	名称又は 氏 名	居宅サ ビスの 種 類	居宅サ ビス事 業 行 う 所	指 定 年 月 日
	弘前市大字桜ケ 丘一丁目八の一 三	訪問介護	ヘルパ ーシ ョ ン は あ と W A N	令和 七・五・一

青森県告示第二百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年四月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日

サン調剤薬局ベイブリッジ

青森市沖館四丁目八の二〇

令和七・五・三

青森県告示第百八十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和七年四月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	氏名	勤務する病院等	診療科目	指定期日
	百田 匡毅			
住所	むつ総合病院	所在地	泌尿器科（じん臓機能障害、ぼうこう機能障害）	令和七・五・一
	むつ市小川町一丁目二の八			

青森県告示第百九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和七年四月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域 区 分

下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九〇の三
圓子 忠代司
下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五
三國 優

野牛区域
組合の漁業協同
地区

総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業

むつ市大畑町二枚橋五一の四八
土佐 静男
むつ市大畑町孫次郎間一九の三三
長津 廣洋

大畑町区域
大畑町漁業協同組合の地区

総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業の者が行う漁業

むつ市大畑町正津川八四

松本 順一

むつ市大畑町上野三九の四

吉井 隆光

湯坂、大畑、湯坂、孫次郎、間、大畑、釣屋、木野、部、佐川、赤川、高橋、名村、小目、家ノ下、奈良、及木、添木、及び袋石の区域

総トン数十トン以上三十トン未満の漁船により行ういかつり漁業の者が行う漁業

うちこの地区を
甲の地区を
除く区域

青森県告示第百九十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和七年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 売りさばき人の住所及び氏名

- 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢三
- 外ヶ浜地区交通安全協会 会長 梅田 久義

二 売りさばき場所
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢三

青森県告示第二百九十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和七年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
下北郡大間町大字大間字大間平二〇の九一
大間地区交通安全協会 会長 高松 大助
- 二 売りさばき場所
下北郡大間町大字大間字大間平二〇の九一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年四月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
人事給与トータルシステム維持管理業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部人事課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一

六 契約金額

六千五十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号の規定による

八 契約の相手方を決定した手続

契約の相手方の見積額が予定価格の範囲内であったことによる

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和七年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年四月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党以外の政治団体

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭